



隣家の太陽光パネルの反射光がまぶしすぎる。 撤去してもらうことは可能？

相談者の気持ち

隣家の屋根に設置された太陽光パネルの反射光がまぶし過ぎて困っています。撤去してもらうことは可能でしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか



太陽光パネルに太陽光が反射し、隣家であるあなたの建物の窓などに、その反射光が差し込んでまぶしいということですね。

「公害」のもじりかどうかわかりませんが、「光害」と名付けられ、太陽光パネルが普及するにつれて、近時、問題とされるようになりました。裁判所で争われたケースもあります。本件では「まぶしい」ということだけなのですが、これまでのケースでは、光害のほかに「室温の上昇」（＝熱中症の危険など）という点が問題とされたこともあります。

これらの問題の解決のために、法的に明確な基準があるわけではありません。

そこで、裁判所では、この種の問題が争われたときは「受忍限度」という基準で判断しています。

社会生活をしている以上、人は多かれ少なかれ、他人から迷惑を受けたり、逆にかけたりするものです。これをすべて禁止することは現実的ではないので、常識的に考えて「この程度は、一つの社会の中で生活している人同士なのだから我慢すべきだろう」となれば、「受忍限度の範囲内」（＝だから我慢すべきである）といい、逆に、そうした範囲を逸脱している程度の迷惑ということであれば「受忍限度の範囲を超えている」として、太陽光パネルの撤去や損害賠償請



求を認める、ということになります。

問題は、こうした基準は必ずしも、数字的に明確ではないということです。設置したほうは、「少しくらいまぶしくても、お互いさまなんだから我慢してほしい」と思うものです。しかし、隣接建物の住人は、そうは思いません。

裁判所で争われた事例としては、春分、夏至、秋分、冬至の日ごとに、太陽光パネルの反射光が隣地建物の窓に照射される時間を調べて、そのデータを基に判断したものがあります。

この事例では、さらに、照射された時間だけではなく、隣接建物の窓の位置や反射光の差し込む角度、カーテン設置でどれだけ反射光を遮ることができるかなども併せて検討の対象にしています*。

この裁判の内容を詳しく説明するスペースはありませんが、できれば、前述のとおり、裁判所が判断の要素とした各要素を自分なりに調べて、そうしたデータを揃えて^{そろ}弁護士等に相談してみるとよいでしょう。

なお、この光害の問題は、比較的、新しい問題であり、すべての弁護士がこの問題に精通しているとは限りません。相談する際は「裁判例もあると聞いていますので、それも調べていただけませんか？」と付け加えるとよいでしょう。

* 反射光による被害は受忍限度を超えるものではないとして、建設会社に対する損害賠償請求は棄却された。（東京高裁平成25年3月13日判決）